

退職所得となる場合で、この申告書の提出がありませんと、一時金の20.42%相当額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

令和 4 年 9 月 15 日 豊能 税務署長 市町村長 殿

令和 4 年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書

契約(基金)番号 1 2 3 4 加入者(員)番号 1 2 3 4 5 6 CD

受給者 現住所 大阪府豊中市本町 1-1-1

氏名 年金 太郎 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

その年の1月1日現在の住所 現住所と 相違 相違する場合は右にご記入ください 〒 105-0011 港区芝公園 1-1-1

支払者 所在地 大阪府豊中市 新千里西町 1-1-3 名称 年金産業株式会社 法人番号 2010100011460005

現住所と相違する場合は必ずご記入ください。

このA欄には、すべての人が記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB欄以下の各欄には記載する必要はありません。)

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 令和 4 年 7 月 31 日

② 退職の区分 (一般・障害) 生活扶助 (有・無)

③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 自 平 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 7 月 31 日 年数 32 年

うち特定役員等勤続期間 無

うち短期勤続期間 年 月 日 年 月 日 年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等

勤続期間(自)	勤続期間(至)	年数	収入金額	源泉徴収税額	市町村民税	道府県民税
平 30 年 4 月 1 日	令和 4 年 7 月 31 日	年	3,000,000 円	25,525 円	30,000 円	20,000 円
うち 特定役員等	年 月 日	年	円			
うち 短期	平 30 年 4 月 1 日	令和 4 年 7 月 31 日	5 年 3,000,000 円			

受給資格取得年月日 令和 4 年 7 月 31 日 支払を受けた年月日 令和 4 年 8 月 1 日 退職の区分 (一般・障害) 支払者の所在地・名称 大阪府中央区北浜 4-5-33 年金産業株式会社

短期退職手当等に該当する場合、「うち短期」の欄に、短期勤続期間等を記入してください

B欄は、本年中に支払を受けた退職所得の源泉徴収票・特別徴収票より記入し、その写しを添付してください

B欄に該当する退職手当等がある場合は、⑤も必ずご記入ください

③と④の期間のうち、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間と年数をご記入ください

⑤ ③と④の通算勤続期間

自	至	年数	
平 3 年 4 月 1 日	令和 4 年 7 月 31 日	32 年	
うち 特定役員等勤続期間	年 月 日	年	
うち 一般勤続期間との重複勤続期間	年 月 日	年	
うち 短期勤続期間との重複勤続期間	年 月 日	年	
うち 全重複勤続期間	年 月 日	年	
うち 短期勤続期間	平 30 年 4 月 1 日	令和 4 年 7 月 31 日	5 年
うち 一般勤続期間との重複勤続期間	平 30 年 4 月 1 日	令和 4 年 7 月 31 日	5 年

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内(令和4年3月以前の支給の場合は14年内))に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 受給資格取得年月日 勤続期間(自) 勤続期間(至) 退職の区分 支払者

年 月 日	年 月 日	年 月 日	所在地	名称

⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間

自	至	年数
年 月 日	年 月 日	年
①うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	年 月 日	年
②うち 短期勤続期間との重複勤続期間	年 月 日	年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間

自	至	年数
年 月 日	年 月 日	年
うち 特定役員等勤続期間	年 月 日	年
うち 短期勤続期間	年 月 日	年

⑨ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間

自	至	年数
年 月 日	年 月 日	年
① うち 特定役員等勤続期間	年 月 日	年
② うち 短期勤続期間	年 月 日	年

⑩ ⑦と⑨の通算期間

自	至	年数
年 月 日	年 月 日	年
⑧ うち⑧と⑨の通算期間	年 月 日	年
⑨ うち⑩と⑨の通算期間	年 月 日	年

⑪ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間

自	至	年数
年 月 日	年 月 日	年
うち 特定役員等勤続期間	年 月 日	年
うち 短期勤続期間	年 月 日	年

A欄は必ずご記入ください

B・C・D欄は受給の状況に応じてご記入ください

必ずご記入ください

A・B欄の勤続期間の年数の欄は、1年未満の端数を1年に切り上げてください

退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)

▶ 申告書のご提出前に、以下の項目についてご確認ください。

	チェック項目
	鉛筆等の消すことができる筆記具で記入していませんか？(鉛筆等での記入は無効です。)
	「現住所」「氏名」「その年の1月1日現在の住所」の記入漏れはありませんか？
	「現住所」と「その年の1月1日現在の住所」が同じ場合は「同じ」に○をしていますか？
	個人番号は記入していますか？*
	A欄の項目はすべて記入していますか？
	B欄に記入がある場合は源泉徴収票を添付していますか？
	B欄の記入内容と源泉徴収票の内容は一致していますか？

※個人番号について

○個人番号の記入について

所得税法施行規則により、申告書には個人番号を記入することとされております。

○本人確認書類

個人番号については、法令により本人確認(正しい番号であることの確認(番号確認)と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主である事の確認(身元確認))が義務付けられております。受給権者さまが当該申告書をご提出する際には、以下の本人確認書類も併せてご提出いただく必要がございますので、本人確認書類について提出漏れがないかご確認ください。

なお、提出先(確定給付企業年金・事業主等)に対して過去に個人番号を提出している場合、雇用関係等にある場合等には、提出書類が省略できる場合があります。

<本人確認書類> 以下の番号確認書類および身元確認書類の写しをご提出ください。

	①個人番号カードをお持ちの方	②個人番号カードをお持ちでない方
番号確認書類	個人番号カード(裏面)	通知カード もしくは 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書
身元確認書類	個人番号カード(表面)	<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・旅券(パスポート)・精神障害者保健福祉手帳・在留カード・運転経歴証明書・身体障害者手帳・療育手帳・特別永住者証明書 いずれか一つ

なお、以上の書類のご提出が困難である場合には、提出先(確定給付企業年金・事業主等)にご確認ください。